



改正労働安全衛生規則説明会

昇降設備・保護帽、テールゲートリフター特別教育等

令和5年3月28日に改正労働安全衛生規則が公布され、**本年10月1日から(②は令和6年2月1日から)**適用されます。

【主な改正点】

- ① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大
- ② テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化
- ③ 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

令和5年

8月3日(木) 13:30-15:00

会場名：協同組合アツリュウ3階大会議室

住所：厚木市長沼235



改正労働安全衛生規則等の詳細について

講師：陸災防 安全管理士



- ・ 定員：80名
- ・ 申込締切：7月27日(木) ただし、定員に達し次第締め切ります。
※受講票等は送付しません。1事業場2名様まででお願いします。
- ・ 受講証明書の交付はありません。
※ 当日発熱が認められた方は参加をご遠慮ください。

お問合せ先：陸災防神奈川県支部 TEL 045-472-1818

(切り取らずにそのままご送信ください。)

参加申込書 (送信先FAX 045-472-1305)

ふりがな 参加者氏名		
事業場名		
所在地	〒	—
電話・担当者氏名	TEL()	— ご担当者